

## 「今様・草加宿」市民推進会議規約

(名称)

第1条 この組織の名称は、「今様・草加宿」市民推進会議（以下「推進会議」という。）とする。

(目的)

第2条 推進会議は、今様・草加宿事業の促進を核に、行政との協働を基本として草加全体の魅力的で個性的なまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 推進会議は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 今様・草加宿事業について、検証、調査研究し、提言する。
- (2) 草加全域のまちづくりについて調査研究し、提言する。
- (3) 会員相互の交流と意見交換、並びに、まちづくりの支援、普及・啓発をする。
- (4) その他、目的に必要となる事業。

(構成)

第4条 推進会議の会員は、正会員および賛助会員の2種類とする。

- 2 正会員は、推進会議の目的に賛同した個人及び団体とする。
- 3 賛助会員は、推進会議の目的に賛同し、この会議の運営を支援する個人、法人及び団体とする。

(会議)

第5条 推進会議に、次の会議を置く。

- (1) 定例会
- (2) 臨時会
- (3) 理事会
- (4) その他の会議

(定例会)

第6条 定例会は、年度当初に事業計画において回数を定め開催する。

- 2 定例会は、正会員をもって構成する。
- 3 定例会のうち、毎年1回、定例総会を開催する。
- 4 定例総会では、次の事項を議決する

- (1)事業報告及び決算
- (2)事業計画及び予算
- (3)その他必要と認めた事項

(臨時会)

第7条 臨時会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の5分の3以上から請求があったときに会長が招集し、開催する。

- 2 臨時会は、正会員をもって構成する。

(理事会)

第8条 理事会は、会長及び副会長、理事をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 定例会及び臨時会の議決した事項の執行に関する事項。
- (2) 定例会及び臨時会に付すべき事項。
- (3) その他定例会及び臨時会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

- 2 理事会は、会長が招集し、会議を主催する。

(その他の会議)

第9条 会長は第2条の目的達成のため、理事会に諮りその他の会議をおくことができる。

(議決)

第10条 推進黨議の議決は、出席者の過半数の同意を得て決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員)

第11条 推進黨議に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理 事 若干
- (4) 監 査 2人

(役員を選任)

第12条 役員を選任は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、正会員の中から理事会で選出し、定例總會の承認を得るものとする。
- (2) 理事及び監査は、正会員の中から定例總會で選任する。

(3) 監査は、他の役員と兼ねることができない。

(役員の仕事)

第13条 会長は、推進会議を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、第8条に定めるところにより、その職務を行う。

4 監査は、会計を監査し、その結果を定例総会に報告する。

(役員の仕事)

第14条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

2 役員は、その仕事が終わった場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(顧問)

第15条 推進会議に、顧問及び相談役をおくことができる。

(会計)

第16条 推進会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第17条 推進会議に要する経費は、会費、寄付金等をもってあてる。

(会費)

第18条 正会員及び賛助会員は、次に定める会費を納めなければならない。

(1) 正会員 年額 10,000円

(2) 賛助会員 年額 105,000円とし10以上

(事務局)

第19条 推進会議の事務局は、会長宅に置く。

2 事務局には、事務局長、会計を置く。

3 事務局長、会計は、会長が任免する。

4 事務局の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

(規約の変更)

第20条 この規約は、定例総会において出席者の4分の3以上の同意を得て変更すること

ができる。

(委任)

第 21 条 この規約の施行について必要な事項は理事会が定める。

附則

この規約は、平成 21 年 5 月 12 日から施行する。